

第四十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十五号

昭和四十年三月十一日(木曜日)委員会において、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

地方税法の一部を改正する法律案等審査小委員

大石 八治君 奥野 誠亮君

亀山 孝一君 久保田円次君

田川 誠一君 村山 達雄君

秋山 徳雄君 細谷 治嘉君

安井 吉典君 門司 亮君

地方税法の一部を改正する法律案等審査小委員長 亀山 孝一君

昭和四十年三月十一日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長代理理事 田川 誠一君

理事 亀山 孝一君 理事 久保田円次君

理事 藤田 義光君 理事 川村 継義君

理事 佐野 憲治君 理事 安井 吉典君

大石 八治君 奥野 誠亮君

亀岡 高夫君 森下 元晴君

森田重次郎君 山崎 巖君

和爾俊二郎君 重盛 寿治君

華山 親義君 細谷 治嘉君

門司 亮君 吉田 賢一君

出席政府委員

自治政務次官 高橋 禎一君

自治事務官 宮澤 弘君

(大臣官房参事官) 柴田 護君

自治事務官 柴田 護君

(自治局長) 細郷 道一君

自治事務官 細郷 道一君

委員外の出席者

専門員 越村安太郎君

本日の会議に付した案件

小委員会設置並びに小委員及び小委員長選任の件

参考人出頭要求に関する件

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

石油ガス譲与税法案(内閣提出第八二号)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

○田川委員長代理 これより会議を開きます。

委員長所用のため、委員長の指名により、私が委員長の職務を行ないます。

この際、小委員会設置の件についておはかりいたします。

地方税法の一部を改正する法律案及び石油ガス譲与税法案の両案審査のため、小委員十名からなる地方税法の一部を改正する法律案等審査小委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田川委員長代理 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、小委員及び小委員長の選任についておはかりいたします。

小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田川委員長代理 御異議なしと認めます。それでは、小委員に

大石 八治君 奥野 誠亮君

亀山 孝一君 久保田円次君

田川 誠一君 村山 達雄君

秋山 徳雄君 細谷 治嘉君

安井 吉典君 門司 亮君

を指名いたします。小委員長には、亀山孝一君を指名いたします。

なお、この際おはかりいたします。ただいま設置いたしました地方税法の一部を改正する法律案等審査小委員会の小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任につきましては、委員長御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田川委員長代理 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田川委員長代理 次に、地方税法の一部を改正する法律案及び石油ガス譲与税法案の両案を一括議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。川村継義君。

○川村委員 地方税の改正につきまして、三〇尋ねをしておきたいと思ひます。

その前に、地方財政の状況について少しお尋ねをいたします。いままでいろいろこの委員会でも取り上げられました問題で、あるいは繰り返しになるかもしれませんが、いま一度お答えをいただきたいと思いますのでございます。

今日、三十六年度を境にして三十七年度、八年度、九年度と地方財政が非常に悪化をしておる、そういうことばで指摘をされておりますが、そのおもなる原因について要領よくお話をいただきたいと思います。

○柴田政府委員 この間も吉田委員でしたかの御質問に対しましてお答え申し上げたのでありますが、確かに地方財政収支だけを見てまいりますと、三十六年度を頂点といたしまして三十七年、

八年と少しずつ悪くなっておるのでございます。一般的に申し上げますならば、やはりこれは一般財源の伸長の度合いに對しまして義務的経費の伸びが大きい。一方、地方の実情は、投資的経費その他につきまして、地方財政を引っぱる需要と申しますか、これが一向衰えを見せない。その間に非常にやり繰りがむずかしくなつてきておる、こういうことが言えるかと思ひます。その間、いかにもおそのほかに、公営企業あるいは国民健康保険会計、こういったものが一般会計の足を引っぱつておりました。これに對する繰り出しによつて困窮してまいつておる、これも窮状に拍車をかけておる一つの原因かと考えるのでございます。

○川村委員 自治省から出していただいておりますいろいろの資料、特に昭和三十七年度の決算及び三十八年度の決算、そういうのを見てまいりますと、お話のような原因があつて、好ましい財政状態ではないということが指摘できると思ひます。いま財政局長から話のあったように、いろいろ義務的経費の増高に伴つて地方税などの一般財源の十分な確保ができないというところに、一口に言うとお話のように原因があると思ひます。

そこで、私がこれまで考えてまいつたことは、その一般財源を確保していくのにどういう手だてを講じなければならぬか、具体的にどういう施策、どういう方法をとらねばならぬか、そういう点をもつともっと当局もわれわれも考えてみる必要があると思ひます。よく新聞等で発表いたしておりますが、自治省あたりの言つておられるいろいろの言明を考へても、ただ単に一般財源の伸び率に比べて人件費の伸び率があまりにも大きい、

そういうことだけがこの財政を悪化させておる主因ではないのか、私はそう考へておるわけでありま

そこで一言お尋ねいたしますけれども、一般財

源の伸び率とそれから人件費の伸び率、それはここ二、三年どのような比率をもつておるか、ちょっと数字的に示していただきたい。私たちのもとに資料があるならば、その資料を提示していただいてもけっこうであります。

○柴田政府委員 ちよつと資料が見当たりませんので、すぐ調べましてお答え申し上げますが、いまここでわかっておりますのは、三十九年度の財政計画面からだけ申し上げますならば、三十九年度の対前年度の給与費の伸び率が四・三％、一般財源の伸び率が一九・二％であります。三十九年度対四十年年度の伸び率は、一般財源の伸び率が一五・一％に對して給与費の伸び率が一六・五％、計画面からはこういう数字になります。

決算面からこれを追ってまいりますと、すぐ調べましてお答え申し上げますが、たしか昭和三十六年度までは一般財源の伸び率が給与費の伸び率をオーバーしております。三十七年、三十八年と一般財源の伸び率が給与費の伸び率を下回ってきておる、その割合が三十七年、八年と激しくなつてきておる、こういう状況でございます。

数字は、すぐ調べまして御報告申し上げます。○川村委員 私の調べたところでは、一般財源の三十六年、三十七年、三十八年の対前年度伸び率は、三十六年において二四・〇％、三十七年が一六・三％、三十八年は一六・一％、このようになつておるのであります。これはおそろく決算に基づいて伸び率であります。人件費は、三十六年が一八・二％、三十七年が一七・七％、三十八年が二〇・一％、こういう比率になっております。おそろくこれは間違いないと思ひます。そこで、これを見て感ずることは、さきの委員会に同僚委員から給与問題等についていろいろ質疑がありましたが、一般財源は三十六年、三十七年、三十八年と下つてまいりまして、二四・〇％、一六・三％、一六・一％というように相当減り方が著しい。人件費が伸びたといつても、一八・二％、一九・七％、二〇・一％と、約一％ずつの伸びである。こう考へてまいりますと、皆さん方のほうで、よく人件費

の増高ということを言われる。非常に財政運営上の大きな圧迫を与えているような強い指摘がよく行なわれるのでありますけれども、そのように目のかたきに取り上げるべきものではないではないか。しかもいま局長が言われたように、三十九年度の財政計画では、対前年度、一般財源は一五・一％、これまた相当三十八年度の決算に比べると減つておる。ところが人件費は一六・五％である。こう考へるならば、先ほども申し上げましたように、この人件費の増高が地方財政を圧迫するであろうか、あまり大げさに考へることはどうであろうか、こう私は考へておるわけでありまして、その点についてお考えを少し聞かせていただきたいと思ひます。

○柴田政府委員 先ほどお答えを保留いたしました計数は、全体としてながめましての場合は、川村委員御指摘のとおり数字でございますが、計画面の人件費と一般財源の伸び率というものとを決算面と比較してまいりますと、そこにひとつ問題点が出てくる。それを私どもは制度として、あるいは財政措置をとります場合のあり方として、かつまた実際の運営面の問題点として非常に心配をするわけでございます。と申しますのは、昭和三十九年度を例にとりまして、少なくとも計画面におきましては、給与費の伸び率というものは一般財源の伸び率を下回つておるのであります。三十八年度もこの傾向はさらに大きく、一般財源の伸び率が上回つておるわけでございますけれども、実態は逆になつておるというところはなぜかと申しますと、財政計画で計算されておるものと実際の給与費の額というものと、それから計画外に置かれておるものと、給与費の額というものと、その間に一番大きな開きがあるのであります。それが財政措置をいたします場合に、どのような形で給与費を扱つていったらいいかという一つの問題につながるわけでありまして、と申しますのは、御承知のように単価そのものはラスパイルス方式というものをとり、警察官なりあるいは

義務教育職員につきましては、定員に基づいて計算するわけでありまして、この財政計画を追います場合に、実人員というものをずっと追っかけ回していかねければならぬものなのかどうかあるいはまたそこへ何らかの一つの合理的な基準というものがあつたのかないのか。地方側といたしましては、その一般財源の伸び率というものが縮まつてまいりますればまいりますほど、計画外に置かれた人件費の重圧というものが、財政の中に大きくなるしかつてくるわけでありまして、それをどのように調整するかということが、非常に大きな問題である、かような意味からいたしまして、給与費の問題というものを大きな問題があることを私どもは意識するわけでございます。

○川村委員 確かに、現実には地方財政の中において占める人件費というものは相当関心を持たねばならぬ、財政運営上人件費のあり方というものが相当の問題となるというところは、これは考へられると思ひます。しかし国家の施策あるいは地方自治、地方行政の運営という点から考へてまいりますと、この人件費あるいは補助費等の義務的経費の増加というものは、財政的に見て、あるいは政策的に見て、一体だれの責任なのか、こういうこともやはり私たちは常に掘り下げて考へておく必要があると思ひます。でなければ、ただ財政構造の中において人件費がぐんぐん増していく、ベイスアップがあるたびにこういう圧迫を加えてくるというふうに考へて、それを何とか無理をして合理化しようとする、あるいは行政上大きなマイナスを来すこともあり得るということが考へられると思ひます。

そこで、政務次官に一言御所見を聞いておきまされども、そういう点につきまして、こういう義務的経費の増高というものは、一体だれの責任であるかという点について、お考えをお聞かせ置きたいと思ひます。

○高橋政府委員 御承知のように、地方公共団体の事務と財源、そういうことはきわめて複雑な問題があるわけでありまして、その問題につきましては御承知のように地方制度調査会においていろいろ御検討を願つておるというのが現在の段階でございます。お尋ねにございました一般経費の増高という点については責任ということでありまして、これはやはり国と地方公共団体と両者がおのおのその立場を尊重しつつ、かつ両者協力のもとにこの問題を解決していかねければならない立場にある、そういうふうな理解をいたしております。

○川村委員 この問題についてはきょういろいろ論議する必要もないと思ひますけれども、私たちは先ほども申し上げましたように、やはりこの義務的経費の増加というものは、ただ財政面からのみ見て、地方財政の中に占めるウェイトが高いか、これを何とか圧縮していかなければならぬ、そういう機械的なものさしで考へてはいけません。そこで人件費の問題につきましても、その考え方あるいは態度を表明するにしても、相当慎重であつてもらいたい、こういう考え方を持つていくわけでありまして、

そこで、さらに重ねていまの問題について次官にお尋ねをして御所見を聞いておきませんが、自治省のほうで発表した給与費の問題につきましても、以上のような状態の中で財政を安定させるために、何とか給与費にメスを入れなければならぬというところが考へられておるようであります。

そこで、私がもつておる資料の中にも、一、新陳代謝の促進による職員構成の合理化、二、施設の共同設置等による施設職員の増加の抑制を図る、三、給与制度全般の合理化について慎重に検討する、こういうことが指摘されております。そのほかいろいろこの前の委員会でも問題になつておつたような点があげられておるわけでありまして、けれども、その第一点でございます新陳代謝の促進による職員構成の合理化、なるほど相当高い年齢の人に、後進に職場を譲つてもらふということ、これは当然あり得るかもしれせんけれども、この新陳代謝によつて職員構成を合理化する

な問題があるわけでありまして、その問題につきましても御承知のように地方制度調査会においていろいろ御検討を願つておるというのが現在の段階でございます。お尋ねにございました一般経費の増高という点については責任ということでありまして、これはやはり国と地方公共団体と両者がおのおのその立場を尊重しつつ、かつ両者協力のもとにこの問題を解決していかねければならない立場にある、そういうふうな理解をいたしております。

ということ、これはまたやはり相当慎重に考えていかねばならぬ問題ではないかと思ひます。長年薄給に甘んじて、いちずに地方行政のために努力してきたところの職員が、五十何歳になったからもうやめてもらうというような方法がとられるとするならば、まことに残念なことでありまゝ。これはみずからの家庭生活あるいは社会生活等を考へて、大きな問題が残るわけでありまゝ。これについて自治省では定年制の検討等を始められておるやに聞いておりますけれども、やはり定年制の取り扱ひにしても、そういう意味から私は非常に慎重であつてもならなければならぬと思ひわけでありまゝ。年をとつたらやめていけ、こういうような考へ方、そういう非情な態度というものは、やはりとつてはいけぬのではないかと、こういうことなどを考へておるわけでありまゝ。そういう点につきまゝして自治省当局のお考へ方を、ひとつ次官のほうからお示しをいただきたいと思ひます。

○高橋(禎) 政府委員 御質問に出てまいりました問題は、いづれも重要な、そして自治省といひましたも絶えず真剣に研究してまいらなければならぬ問題でございますが、簡単に申しまして、やはり一般経費の増高という問題に対処してまいりますには、やはり国の事務と地方公共団体の事務との配分の問題、そしてまた、それを処理してまいります財源の問題等を総合的に考へてまいらなければならぬが、これは先ほども申し上げましたように、地方制度調査会等において御検討願つておる。自治省においても絶えずその問題について研究をいたしてまいつておるわけでございます。そして、特に人件費の問題に関連して人事構成の点についての御質問でございますが、その中の定年制については、やはりお説のように、ただ一定の年がきたからそれでさうならんといふたような人事のあり方というものは、必ずしも人事管理の上からいふ影響を与えるものでない、非常に悪影響を与えるような場合もあり得るといふようなことを考へまして、特にまた人は使ひ方

によれば相当の年齢に達しても事務の能率をあげ得る人もあるわけでありまゝ。要するに全体として見まして、どこまでも地方公共団体の事務は民主的にかつ能率的に推進されなければならぬわけでありまして、それと財政問題等を考慮いたしまして、そして人の取り扱ひについて、さう冷酷無慈悲な感じを与えるようなことのないように、やはりおさまりのいい処理の方法が適切であると思はれるのであります。ただ、いつまでも年齢を無制限にしておくということも、またこれ一般的に批判もあるというところにも思ひをいたしまして、適当な線で定年制という考へ方が解決つものであれば、その線という考へ方はあるわけでありまゝ。お説のように決して無理な処置でこの問題を解決しよう、そういうような考へはないといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○川村委員 十分理解のまいりました御所見をいただきましてありがとうございます。とにかくいま次官からお話いただきましたように、これらの問題は先ほど私がいろいろ申し上げましたような観点で慎重に処理をしていただく、決して私も、八十までも九十までも職員が働けることを確保しなければならぬ、そういう無謀なことを言つてはいるわけではないのでありまして、それはやはり地方自治、地方行政という大乗の立場から見れば、そこにまた人的構成のある合理化が必要であるといふことは私もわかつておるつもりであります。ただ当初申し上げましたように、現実一般財源の伸びがぐんぐん落ちていく、ところが人件費等の増高が高まつてきておるから、これはけしからぬ、そういう比較だけこれを見ていただかないようにしてほしいものだ、こういう私の考へ方を申し述べているわけでありまゝ。

そこで、一般財源の伸び悩みといふことは、端的に率直に申し上げますならば、必要な財源が確保されない、そこにあるのではないか。もしも必要な一般財源というものが確保されておるならば、私が申し上げるような、また当局が苦勞しておるような問題、考へ方というものは、ずいぶん

やわらいでくるのではないか、こういうことを私は考へるわけでありまゝ。とにかくここ二、三年來の決算等を見てまいりまして、どうしてこんなに一般財源の伸びが少ないのか、あるいはそれは国の財政施策に大きな欠陥があるのか、あるいは地方財政計画の策定上問題があるのか、いろいろ考へてみなければならぬのではないかと私は思つておるわけでありまゝ。それらの地方財政計画上の問題につきましては、また後日いろいろとお尋ねすることがあらうかと思ひますから、そういう点には本日は詳しく触れませんが、この際財政局長に、いま一つその点でお尋ねをしておきたいと思ひますが、この前に同僚委員の質問にいろいろ出ておりましたが、自治省当局は四十年度の地方財政計画を策定するには、現在の提案されておる財政計画よりも約一千億程度上回つた財政計画が、歳入において、歳入において必要ではないか、こういうことを考へた時代があつたやうであります。しかしいろいろな要因でもつて今日の財政計画に落ちついておる。そこでたいへん変なお尋ねになりますけれども、財政局長、自治省が大蔵省に対して交付税率の三〇・四％つまり一・五％の値上げの要求をなさつた。それが〇・六％の増加にとどまつたわけでありまゝ。それが〇・四％が認められたといふことになれば、大体本年度はその交付税率は現在の交付税の配分額よりも私の試算によりまして、おおよそ三百六十億程度は増加しておつたのではないかと、こう思つております。その三百六十億が入つてきたとしたならば、仮定でございますけれども入つてきたとしたならば、財政計画上財政局長はその財源をどのやうな方向に歳出面に振り向けるお考へであつたのか、どうか、それをちょっと聞かしてくれませんか。

○柴田政府委員 御質問にお答えする前に、先ほど若干不足らずでございましたので、給与費の問題につきまゝして補足させていただきますと思ひますが、私どもが実態調査をいたしました結果、計

画と比べまして非常に大きく差が出てまいりましたのが施設関係の職員でございます。施設関係の職員につきましては、大きく出てまいりました部分について、ほとんどの部分を今度の計画で実は是正いたしております。しかしこの状態は将来統けていくべきものか、統けていかざるべきものかにつきましては、実は疑問を持っております。この前の実態調査、その後の積み重ねと今度の実態調査との差がたしか二十四万人くらい、五年間に二十四万人もの開きが出てくるというの、いろいろな施設がふえる、これに関連する職員が要るわけでございますが、それが雑収入見合いの職員と申しますか、ほかに特定の財源があつて職員がふえていくということにつきましては、あまり心配する必要はない、それが一般財源に食い込んでいくときにやはり地方財政上問題が出てまいる。それを計画上のやうな形で今後持つていくべきか、また地方団体に対してはどういう指導をしてまいらなければならぬのかという問題が、この給与に關する財政措置の問題としては非常に大きな問題になると思ひます。もう一つは御指摘のように、地方財政に伸長性のある財源が与えられておりますればあまり心配する必要はないと思ひます。もう一つの問題はやはり税制の問題だと思ひますのでありまして、先ほど来御指摘のありました一般財源と給与費の伸びを見てまいりまして、大都市なりあるいは都市といふものにおきまする両者の開きといふものは、非常に大きくなつてきています。そうしますれば問題の一つが都市の税制といふところにひそんでおるといふ感じが率直に申し述べておるのであります。

それからなお、あとのお尋ねでございますけれども、なかなかむずかしい問題がありますが、私どもは一・五％の引き上げを考へておりましたので、一・二四四億でございますので、したがつてもしこちらの要求が通つておりましたら、さらに百六、七十億の財源があつたらう、こういうことになりまゝと、私どももいたしまして

はやはり単独事業費というものの計画化をはかり、これの充実をはかってまいることが、今日の地方財政には非常に大事だ。特に公共事業の投資といふと語弊がありますけれども、県におりてまいります公共事業費の間の調整と申しますか相互調整をいたしておりますその機能は、財政的に見ますならば単独事業費であります。いざば単独事業費というのが各省からおりてまいります多少方向の違った施策というものを接着して総合していく、こういう機能を実態的に果たしているわけでございますので、私はそちらのほうに重点を置きたかった、かように考えております。

○川村委員 私たちは実は交付税の率は三二％はなければならぬのではないかと、こう考えております。これはいろいろ私たちの計算をいたしておるわけでありまして、そこで今回の二九・五％という政府の決定はたいへん少ない。そういうようなことを考え合わせながら、結局こういうような措置が一般財源を苦しめてくる一つの結果におちいってしまったのではないかと、これが一つの問題だと思ふのです。そういう点にやはり努力をしなければ、一般財源というものはなかなか現在の法律のたてまえからいってはずかしい、こういうことを考えるわけでありまして。

それから前回の委員会で華山委員からいろいろと詳細にわたって質問がありました超過負担の問題がありますが、これはこの前いたしたところの資料でも皆さんのほうの推計によりまして、こまかなことを申し上げる必要はありませんけれども、合計いたしまして昭和三十九年度は八百六十三億になる、昭和三十八年度は六百九十九億の超過負担であったと言われております。こういうものを、これらは幾たびも繰り返されたことでもありますけれども、このままにしておいては、これはやはり地方の財政がいろいろ苦しくなるし、一般財源に大きな影響を与えるということも、これはいふまでもない事実であります。これは自治省だけにその責めを帰すべきものではありません。関係各省のやり方というものがこういう結果を生じて

おりますが、こういう点の解決というものがさらに努力されなければならぬのではないかと。さらにはいま局長も言われたように地方税収のあり方というものをどうするかというところに大きな問題があるかと思ひます。それらの地方財政計画上の問題等々につきましては、また後日お尋ねすることにしたしまして、華山委員からちょっと関連質問があるようでありますから、委員長どうぞ。

○田川委員長代理 それでは華山君。

○華山委員 人件費のことでございすけれども、人件費が多くなつておるの人数が多くなつておるからでございすか、単価が多くなつておるからでございすか、どちらが主たる原因でございすか。

○柴田政府委員 両方あると思ひます。

○華山委員 人数の多くなつておるの、警察官は国の方針によつて多くなつておるわけでございます。教員もまた一応義務教育費等については国の基準というものでございすわけでございます。これは府県知事では何ともならない。それから残つたものはあまり多くないのでございすけれども、その中で市町村も含めましてどういふ方面の人員が特に顕著に多くなりつておるのか。

○柴田政府委員 財政計画の人員百七十五万八千人でございす。このうちで義務教育職員五十八万八千人、警察職員が十六万六千人であります。両方合わせまして大体七十万でございす。したがつてその他の職員をいれまして、その他の義務教育と警察職員以外は約百万人近くある、こういうことであります。実態を見てまいりますと、最近では高等学校増設対策で高等学校の人員が相当ふえておりますが、一般職員の増加も必ずしも少なくありません。一般職員はならしまして八十万人ばかり。これが計画上の職員でございすので、若干これに実態の職員を考へてまいりますと、やはり十万人近いものがプラスされるかもしれません。私どもの考えますところでは、最近では先ほど川村委員の御質問にもお答え申し上げま

したけれども、施設関係の職員が非常にふえております。施設関係と申しまして、たとえば保育所とかそういうものもあるわけでございますし、また会館みたいなものもあるわけでございます。したがつて、その施設はどういう施設がどうふえて、その職員がどういふふうにかつておるかといふことはもう少し調べなければわかりません。わかつて、いままでの地方債の許可その他を全部総合しまして、若干私どもにも反省すべき点があると思ひます。地方団体側にも、無計画に施設を増加させておるということも原因がありはせぬか。この辺のあり方を今後どう持つていったらいいかといふことを非常に心配しておるわけでございます。

○華山委員 高等学校もそういうふうに加してあるんで、あと施設職員ということになるのです。実は施設というものは別でございす、まあ施設をつくらなければこれは別でございすけれども、いろいろな一般社会的な施設というものもあるし、あまり抑制はできないんじゃないかという気がするのでございす。局長のおっしゃる施設には、いろいろ医療関係の施設、たとえば身体不自由児の施設、その他児童相談所等の施設、そういうふうな社会施設としての施設も含まれておつておるわけですか。

○柴田政府委員 それが含まれております。したがつて、中身をもう少し洗つてみなければ問題点が明らかにならないわけでございます。ただ、私どもは、社会で必要なものであれば何でも地方団体が手をつけてやつていっていいものだらうか、そのあとは全部財政計画で財源保障しなければならぬものだらうかと思ひます。これは国の立場のものもやるといふことになれば、これは国の立場から考えますればたまたまのものではないだらう、そうしますと、その辺の調整といふものが原則として、その上に立つて、国も財源保障をし、地方もそれを尊重して運営していく、こういう態度を

とつていかなければ、国も地方財政も詰まってしまうだらう、こういう感じがするわけでございます。そこを今後どうしようなかつたところで打開していかうかということが一つの問題点だ、こういう認識を持つておるわけでございます。

○華山委員 施設につきましても単独事業でないものが、東京、大阪等は、私、よく存じませんが、国のおいゆる補助金に基づくもので、そういうものが多いわけではございす。県民会館のようなものは別でございす。大体施設といつても、貧弱な府県等でもございす。貧弱な市町村等でもございす施設といふものは、これは厚生省なり文部省なりその他の補助事業が多いんです。私はなかなかこれは削減といつてもむずかしい問題じゃないかといふような気がいたします。

それから、いまおわかりにならないけれども、あとでも調べていただきたいのですけれども、基準財政需要額の人員費というものは分類できますか。

○柴田政府委員 いま手元に資料を持ち合せておりませんけれども、不可能ではございせん。

○華山委員 計算できますか。

○柴田政府委員 できます。

○華山委員 基準財政需要額の人員費というものは、これは全国的な総計が出るわけでございます。それと交付税とのここ五カ年ばかりの伸び方をひとつ調べていただきたいと思ひます。資料としてお願いいたします。

○川村委員 時間がたくさんありませんから、簡単に尋ねたいと思いますが、問題になっておる地方公営企業の経営問題につきましても、これはもうお尋ねいたしません。とにかく、これまでたびたび指摘されておりますように、地方の財政をりっぱにしていけるには、地方の独立財源を充実するといふことが必要でありましようし、給与費等の問題につきましても考えねばならぬ、あるいは超過負担等の問題を解決していく、あるいは会計間相互の負担区分を明らかにする、確立するとい

うような問題、いろいろあると思う。特にここ一、二年はあまり重要視されないで忘れがちになっております。地方団体の財政秩序を確立するという点なども、ぜひこれは強力に進めていたかなければならぬ問題で、こういう問題がたくさんあるわけでありまして、いま問題になっております公営企業の健全化もそうでありましょう。

そこで私は財政問題として地方税関係のお尋ねをする前に、またたいへん心配になってまいりました。国保の問題について簡単に御尋ねをしておきます。

いま地方の住民及び市町村関係では、今度の医療費の取り扱いによって、さらに国民健康保険の掛け金を引き上げねばならぬということをたいへん心配いたしております。医療費の決着がどうなるかわかりませんが、ずいぶん大きな影響があるというところは、これはいかなるわけでありまして、そこで国保の問題につきまして第一に局長にお尋ねすることは、いままで国保の会計の事務費が百五十円であったのを、こしは二百円にした。二百円に予算化してあるわけでありまして、ところが自治省としてはどうしても二百円では足りぬ、二百八十八円はなければならぬということと要求されたのであります。この点につきまして、そうなりますと要求から八十八円不足ということになります。それで一体やっていますのか、やはり八十八円相当の不足は生ずるものだとお考えになっているのかお聞かせいただきたい。

○柴田政府委員 これは八十八円がなまに不足になるかどうかということになりますと、問題が若干残ります。と申しますのは、これは大蔵省側の主張によれば、一般会計で年をとってとる国民健康保険会計に移しかえる、だから国民健康保険会計の事務費がかさんで困るのだ、こういうことが大蔵当局の言い分の一つにあるわけでございます。これは実情を調べてみなければよくわからないのでございまして、まあそういうこともあるかも知れません。しかし私は地方の市町村の実態から導き出した数字の二百八十八円とい

うのは、必要最小限度の数字である、つまりそれだけはどうしても要るだろうという前提に立って厚生省にお話をし、厚生省はその線に沿って要求をしてくれたわけでありまして、したがって、二百円しかあがらなかったということになりますと、なお地方側において合理化に努力すべき点もありましようけれども、不足額が出ると思えます。

○川村委員 皆さんのほうでやはり実態をもとにして調べられた必要要求額であるならば、かりに国保の人員を四千万人と仮定した場合に、八十八円と見てここに約三十五億の不足額がもうすでに出るわけでありまして、これはたいへんな問題であります。こういうような点がやはり大蔵省の一方的な発言によって押し切られるというようなことは、大きな問題でありまして、これも自治省だけの、あるいは厚生省だけの責任に転嫁すべきではありませんけれども、こういうような、三十五億もすでに不足額が明らかである、こういう点をわれわれはどう解決するかということ、それが大問題ではないかと思うのです。こういうのをそのまま見送っておくところに国保会計のあるいは国保運営の大きな問題となってくる原因があるというところを指摘せざるを得ません。

そこでいま一つお尋ねをするのでありますけれども、皆さん方からいただいた資料を見ますと、昭和三十八年度決算によりまして百三十二億の赤字が出ておる、財政措置額が九十五億である、実質収支の赤字が三十七億である。これは一体どう処置されるのか。これはこのままもう泣き寝入りになる金額なのか、あるいは国が責任を持って処置するののか。もちろん三十七億あるいは九十五億といつても、その金額を国に責任を求める金額ではないかも知れない。いわゆる国が間違いなく義務負担しなければならぬ金額は、あるいはそれよりも少ないかも知れませんが、そんなことは別にいたしまして、百三十二億の三十八年度の赤字というものは一体どう処置されていくのか。これについて何か見通しがありましたら聞かせておいていただけませんか。

○柴田政府委員 毎年毎年繰り入れてまいっております金額というのが積み重なりまして相当な額になるわけでありまして、それは国保財政のたてまえからいいますならば、国保財政でもって始末すべき問題であります。一般会計の関与すべからざるどころと私どもは考えております。しかしそれをどのような形で始末するかという問題は国保財政の再建問題というものに關係をしてくるわけでございますけれども、再建問題、いままでの赤字の始末という場合には、やはり今後赤字が出ないんだ、もうこれで当年度は収支均衡する、過去の赤字は別として当年度の、単年度については収支均衡するという措置が前提となるわけでございます。その措置がまだとられていない。むしろ当面の措置をどうするかという問題を先決問題として私どもは考えたい。そしてそれが確立いたしますならば、過去の問題について原因別に赤字の出身を明らかにした上で措置をすべきだということに私どもは考えるわけでございます。ただ実際の子算關係になってまいりますと、この問題は、予算的な権限が私どもには実はないわけでございます。はなはだ処置しにくいのでございますけれども、私どもの主張としてはそういう態度をとってまいらばいいというように考えております。

○川村委員 いよいよ全面的に大体七割給付が実施される、大体国保の所要額を三千億程度、二千八百九十七億でありますか、それくらいを見込んでおるようであり、それについて国庫負担が千九百五十億、保険で六百七十三億、患者が一千二百八十八億とかこれを負担するということのような試算になっておるようであり、今度それらに基づいて九、五％の値上げがなされたというならば、所要額は二百四十九億だということ。そのときに国庫負担は四十四億ぎりぎりを出さなければならぬ。ところが御承知のとおり、今度これらが予算化されておるのはわずかに十五億であり、しかもそれは四月、五月、六月の三ヶ月分、十五億しか予算化されてはいない。一体あとはどうなるか、ここにも大きな問題があるわけでありまして、そうなりますと、当初申し上げましたように、これは必然的に

国保会計の上から——いま局長は、国保会計が責任を持って始末をせねばならぬと言われたけれども、これはおそらく膨大な患者の、あるいは被保険者の掛け金引き上げにならざるを得なくなる。そうなたらば、これは自治省としても、あるいは一般財源におそらく大きな影響をまた及ぼしてくるのである。厚生省としてもやむを得ないことだといつて見過ごすわけにまいらぬのじゃないか、こう思うのです。そうなりますと、当局は一体これ以上の——現在でもすでに全国平均四千円以上の掛け金負担をしておるといわれるこの国保において、これ以上の掛け金引き上げにならば一体どうなるか。国保自体が破壊するのではないかと、言い過ぎかもしれませんが、私どもは、これは憂慮しているのです。それらを正しくしていくためには、相当の責任を持った財政的あるいは行政的な手が打たねばならぬと考えるわけでありまして、政務次官、ひとつ次官のこれらについてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○高橋（順）政府委員 お説のように国保財政の問題、それが地方公共団体の財政に及ぼす影響等々につきましては、非常に深刻な問題があると考えておるのであります。私どももいたしましては地方財政を守るといふ意味、したがって地方自治を守っていくという根本精神をもちまして、先ほど来お話に出ました、また答弁の上にもあらわれましたようなむづかしい問題が国の責任において根本的に改善されていくということをお願いいたします。とくに、現在の制度の上におきまして、やはり地方財政を守っていくという線に沿って各公共団体もいろいろ努力してまいらぬという方向で進んでまいらなければならぬ、そういうふうな意味で助言指導をしてまいらなければならぬと考えておるわけでありまして、いずれにいたしましても非常にむづかしい問題であり、また放置することのできない問題であるという自覚のもとに善処したいと考えておるわけでありまして、

○川村委員 たいいずれ国保の問題につきましてはいろいろお尋ねをいたしたいと思いますが、私たちはいまの国保の国庫負担の割合が少ない、少なくとも負担において三〇％、調整交付金の率においては一〇％高めざるべきである、通常主張しているわけでありませうけれども、こういうわれわれの主張も十分お考えいただきまして善処願って、私が申し上げましたような点についての政治的責任をやはり負うていただくように申し上げておきたいと思うわけでありませう。

時間がございませうから少し急がせていただきますが、地方自治を守るためには自主独立の財源が必要である。先ほどから一言触れましたように一般財源を充実するということは、これは非常に重要なことで、申し上げるまでもございませう。そこで私は次に地方税の問題につきまして税制調査会の答申等に触れながらいろいろお尋ねをしておきたいと思ひます。税制調査会の「今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」についての答申を見てまいりますと、昭和三十八年度決算において地方税の全収入に占める構成は三四％である、租税収入の七〇％が国税であるし、地方税は三〇％ではない、これは非常に低過ぎるのではないかと、もちろん実際支出として使用する場合に国が三七％、地方団体が六三％、こういう形で使用をしておる、それらの比較を見ても地方税の税収全体に占める比率の三〇％というのは低過ぎるのではないかと、これを検討する必要がある、こういう答申が出ておるようでありませう。そこでこの答申を受けて、そのまま実現をなさうという決意であつたかどうかはわかりませんが、昨年の末ごろでございませうが、自治省は自主財源のてこ入れをするというので、ひとつ二千八百億円を取らう、こういうことを発表しておられます。この二千八百億円を取る、国税を地方に移すという考え方は、そのまま立ち消えになっておるのでございませうか、あるいは今度の改正に何かの方法で生かされておる部分がございませうか、お尋ねをいたします。

○細郷政府委員 長期の答申にございませう。地方財源がパーセンテージの上から見ても少ない、しかも実際に、税金の使われ方は、いま川村委員がお読み上げになったとおり、地方において三分の二を使っておる。これについては、いろいろほかの問題もあるけれども、地方税源の増強策を検討すべきであるというように、税制調査会の意向であつたわけにございませうが、こうした意向は、御承知のように従来からもしばしば繰り返されてきたところでございませう。その場合に税制調査会で御審議をいただくにあたりまして、考え方についてはおそろく調査会の皆さん方も妥当な方向であらうという御認識であつたと思ひます。さうであるけれども、具体的なことはどういふことをやうにしたいかということになりませう。なかなか具体的な案がございませうと議論の進めようがない、こういうたうな状況にございませう。たので、われわれ事務局のほうにいたしまして、委員さんの審議の資料という意味において、地方税部会におきまして実は二千八百億の増強案というものを出したわけでありませう。ただ、そういった試案については、実は税制調査会の地方税部会におきまして、もう時間的にだいぶ残り少なくなつておりましたために、十分な審議の時間がないと思ひます。さういふ点でその案自体については明確な結論が得られなくて、引き続きその具体策について検討を行なうことが適当である、こういうことで、この長期答申の文面にも地方税のあり方とところで、さういふ意味の答申文が掲げられておるわけにございませう。非常にむづかしいという問題につきましては、この二千八百億という案は、国民の税負担を現行税体系のもとにおける程度にするというところが、一つの前提であります。その場合にはどうしても国と地方の間の税源配分を考えなければならぬわけでありませうが、国と地方の間の税源配分にあつては、国と地方の間におきまして行政事務の配分問題、それから国と地方の間の財政制度、具体的には補助金制度といったような問題もございませう。したがつ

て、従来からいふこの議論が出ますと、いわばそれぞれの調査会の土俵が分かれておりますために、なかなかその三つの間のつながりが十分でない。そこで税制調査会におきまして、先ほどあつたような地方税増強の方向は認めながらも、なかなか突っ込んでいけない、さういふような状況にあつたわけでありませう。私も、さういふ状況にもかかわらず、実は税制の面から、非常に単純なものと考えてありますが、たとえば地方財政に占めております税収の割合をかりに五割に引き上げるとしたならばどういふことになるかというのを、全くの検討の資料としてつくつたわけでありませう。したがういまして、その問題自体につきましても、五割というのが一体いいのかどうかといううような議論ももちろんあるわけでありませうが、さういふ議論をしてしまつて土俵が違つたところの問題がいつてしまつてしまつて、さういふ案を一応五割というのをめどに置いてみた。さういたしました、昭和三十九年度の当初の地方財政計画で、税収を五割にするためには、ちよいと二千八百億地方税がいまより増強されることになりませう。さういふことからこの試案を考えたわけでありませう。したがういまして、その試案の内容自体は所得税から所得割に、専売益金からたばこ消費税といったような非常に荒っぽい中身でございませうが、その出た場合に及ぼす影響をどう考えたらいふか、たとえばこれを府県と市町村にどう分けるか、その場合に税源が各団体の間にまんべんなく行き渡るかどうか、さういふたうな問題もございませう。また、この案をやらうとした場合に、それで国は歳出のどこを削つていいからいいものか。御承知のように、いろいろな、三兆にのぼる歳出があるわけでありませう。一体どの面を削つたらいいのかというところになりませうと、一番先に考えられますものは、財政面では国庫補助負担金ではなからうか。三十九年度におきまして八千六百億にのぼる国庫負担金が国から地方に流れておるわけでありませうので、これにまず目をつけて

はどうであらうかということで、問題の提起をいたしたわけでありませう。提起をいたしました、これにつきましては、補助金のどれとどれを整理するかといううな点については、税制調査会でもなかなかむづかしい。補助金等合理化審議会でも二年ほどにわたつて検討をいたしました、具体的などういふことはなかなか全面的にいかないわけでありませう。そこでやはりさういふ一つの土俵にぶつたわけでありませう、その問題については、さういふ方向を意識しながら、もう少し掘り下げた検討をすべきであらう、さういふような答申をいただいたのでございませう。その意味におきましては、四十年度の税制改正にはその意味のことは盛り込まれておりませうが、私もさういふ趣旨に沿つて検討を続けていきたい、かやうに考えております。

○川村委員 たいへん詳細にお答えをいただきまして、そのような段階であればこれ以上立ち入つて聞く必要もないと思ひますが、ただ、皆さん方がさういふ試算をしておられる、さういふ構想を持っておられるということになりませう、これは一つの大きな問題であります。たとえば、いまお話しのように、税収を五〇％にするという一応の目安、それに基づいて、皆さん方の一つの構想によれば、住民税所得割を千四百億ぐらゐ取つたらどうか、府県のたばこ消費税を九百億ぐらゐ取つたらどうか、住民税、法人税の税率引き上げを五百億取つたらどうか、さういふうな一応の構想を聞いておるのであります。私は時間があれば、いまのお話で少し触れられましたが、それが非常に大きな今後の問題ではないかと私は思つております。しかし、大体いま局長の説明で、実は私が憂慮しておるのは、大蔵省当局が相当反対をするのではないかと。はたしてその実現に成算があるのかどうか、これをひとつ率直に聞いておきたいと思ひます。

○細郷政府委員 何しろさういふ案を検討するこ

と自体、考えようによつては非常に画期的なものであったと思つております。したがうして、こういう検討資料を調査会に出すかどうかについてもいろいろと議論がございました。しかしやはりそういう方向を答申しては認めておる以上、やはり審議の資料というものはあつていいのではなからうかというふうなことで、実は税制調査会に出したわけでございます。したがうして、これをどういうふうな今後持つていくか、あるいは政府内部の反響はどうかということ、まだ税制調査会内におきます資料にとどまつておりますので、いまの段階でどうしようかということ、私どもから申し上げる段階でないと思つて、ただ一般的に、これはもう皆さんも十分想像していただけたらと思うのでありますが、何しろ二千八百億の税金を国から地方へ移すということは非常な大問題であります。したがうして当然一般論としての、国の財政当局の立場としての意見は、十分予想されるところであります。具体的に申しますれば、国自体が二千八百億歳出をどこから削減しなければならぬ。財政規模をそれだけ縮小させられるという問題が具体的にあらわれなければならない、そのこと自体に非常に重要な問題を含んでおると思つて、しかしながら、これは多少将来を見た理想論になるかも知れませんが、国から地方へ出てまいります国庫補助負担金が毎年ちやうど地方財政の規模と同じ大きさで伸びております。どちらがいいので、どちらが不可であるかは申しかねますが、ともかく国庫補助負担金のふえ方と同じ比率で地方財政の規模が二四、五年ふえておるのであります、その補助金のために、国も地方もかなりな金と日にちを使つておるのではないかと。納税者の純粋な立場からしますれば、やはり百円納めた税金は百円で還元されてほしい。しかし補助制度があるために、はたして百円納めたものが百円に還元されるかどうかといふたような、もう原則的な議論も当然あるわけでありまして、そういう意味合いから言ひましても、われわれとしては今後一生懸命こういふ線

で問題の解決に努力をしなければならぬ、かう考へております。

○川村委員 できるだけお答え簡単でよろしくうございませうから……。申し上げるまでもなく、またこれはみんなが理解していることでありますけれども、こういう税を、地方税を強化していくためには、いまは地方制度調査会で鋭意検討をいたしております。行政事務の再配分、税源をどのようにして配分するか、こういうような問題が一つの大きな課題であることは、これはもう申し上げるまでもないこととてございませう。ただ税目それ自体をいじくつても、決して及ばないことであるといふことは明らかであるわけでありませう。しかしいまの税制調査会に試案として提示しておられますこの税源の配分につきましては、相当の努力をしてもらわなければ、またきようはもうお尋ねいたしませんけれども、一応試算をしておられますそれだけの配分のその方法、あるいは徴収内容等には相当大きな問題があると思つて、十分ひとつ検討しておいていただくようにこの際お願いしておきたいと思つて、時間があればそれだけの問題につきましてももう少し詳しく聞くわけでありませうけれども、保留させていただきますと思つて、

そこで、今度の税改正にはほとんど触れておらぬというお話でありましたけれども、私はその点について、ひとつ立案者の自治省としては、また税務当局としては、やや消極的になつたかと思つて、たとえば法人税制の問題にいたしましても、現行の八・一％を今度の改正では八・四％にしておられる。ところが、これは私は必ずしも税制調査会の答申をいたさなければならぬの税率というものは動かさないとしようものではないと思つて、これは立案者の一つの方針として考えられると思つて、ということ、いま二千八百億円の試算をされたときに、住民税、法人税の税率引き上げと、いうことで、皆さん方は一三・一％を考へられておるはずで、そこでせつかくこのような改正をなさるならば、現行の

八・一％を八・四％にと定めることなく、もっと引き上げられてもよかつたのではないかと、こう私は考へておるわけですが、なぜかと申しますと、今度の改正によつて一体幾ら増収になつたか。ちよつと表を見てみますと、たいしたことはないやうであります。この見込み説明によりますと、市町村の法人税制は国税改正に伴う減が十億七千九百万、地方税法の改正によるもの十六億三千七百、差し引き五億五千八百、こう出ております。これが府県民税になりますと、むしろ国税改正に伴うものが大きく二億二千万のマイナスの数字がこの表に出ておる。そうしますと増収は差し引き三億ばかりということになります。法人税制をせつかく考へていくのに、つまり、国税の法人税の税率引き下げに伴う都道府県民税及び市町村民税の法人税制の減収を回避するたため、なるほど減収は回避になつておるかも知れませんが、これではあまりにも消極的ではないか。そういう面からすると、私はこの税率はもつと引き上げておるべきではなかつたか、こう考へるのですが、いかがでございますか。

○細郷政府委員 税制を考へるにあたりまして、やはり私どもは住民の租税負担ということもあわせて考へなければならぬ、こう考へております。財政的な問題と住民の租税負担とをどうかみ合せていくかというところに税制改正のむずかしさもあるわけでありませう。同じ税制調査会におきましても、現行税体系のもとにおける自然増収の二割程度をめぐりてこれを減税に回すようにしようという御意見も出ておるのであります。したがうして、そういうことも頭に入れたつて明年度の税制改正に臨んだわけでありませう。

いま一つは、いま御指摘のありました法人税の問題につきましては、法人税率引き下げに伴う減収回避というにとめておられますが、先ほど出ておりました税源配分といったような問題は、先ほどお答え申し上げましたようにかなり基本的な問題にもなつてまいりますので、なお今後の検討問題ということで今年はそのに触れていない、こう

いうことでございませう。

○川村委員 住民の税負担、それを十分考へなければならぬ、それはお話のとおりだと思ひます。ところがいろいろ地方税の住民税あるいはその他の税を考へてみますと、必ずしもそういう点で公平というか、そのとおりいいてはならないのが現行法の中にも相当見受けられると私は思ひます。そういう点から私はいまの点を実は指摘したわけでありませう。一応大ざつぱに触れておきますが、また詳細にわたつては、あるいは小委員会等でひとつお聞かせいただきたいと思います。

そこで、せつかくのお話でございますが、それは一体所得割のほうはどうなのか、こう考へてみますと、所得割のほうにもいろいろ問題があるやうであります。特に私が注意しなければならぬと思ひますことは、税調の答申でいまの市町村民税の所得割のいわゆる標準税率、これはもつと緩和する必要がある、こういうことを言つておられる。あるいは住民税の諸控除についてはこれを取りやめて住民税の諸控除というものを新設することがいいのではないかと、こういう意見等も出ておるやうであります。これは相当大きな問題を含んでおると思つて、

そこで、いま法人税制のことを聞きましたが、住民の負担ということも十分考へなければならぬというお話でありませう、そこでこの所得割のもとをなしてあります所得税について、一体どういふような状態であらう、これをひとつお聞かせいただきたと私は思つて、所得税の——これは国税関係でありませうけれども、所得税の納税者の階級別というものはおわかりでございませう。たとえば三十万円までのものは納税人員がどれくらゐで所得税額がどれくらゐ、五十万円までのものはどれくらゐ、百万までのものはどれくらゐ、二百万までのものはどれくらゐ、五百万までのものはどれくらゐ、五百万以上のものはどれくらゐ、これらの資料をお持ちでございませう、ひとつお聞かせいただきたと思つて、

○細郷政府委員 ちよつと手元に、昭和三十八年

れませんが、都道府県民等の所得割等を考
える場合には、局長がお話のような、住民の負担
というのを考えても、これは適当ではないじゃ
ないかという考え方も成り立つ、そういう点を私
は指摘しておきたいと思っております。

次にお尋ねしたいと思いますが、きょうは
本会議が早く始まる予定でございますから、ある
いは私がお尋ねすることが残るかもしれませ
んが、お許しいただきたいと思っております。

事業税の問題につきましては、きょうは触れま
せん。

その次に、電気ガス税の非課税措置につ
いては、本年度の税制改正の答申には触れられてい
ない。基本問題調査の答申には、この非課税措置の
ことも触れてありますけれども、本年度の税制改
正の答申には、非課税については触れていないの
ですが、これをば、今回思い切って省いたのも
あったように思いますが、追加しておられる。こ
の考え方をひとつ簡単に……。

○細野政府委員 これは長期の答申の中で、電気
ガス税を議論いたしました際に、産業用の非課税
のものについては、前回の税制調査会で答申した
線で整理するようにという方針がうたわれてお
りますので、それに従って行なつたものでござ
います。

○川村委員 こういう非課税措置についてはもう
少し——いろいろ言ひ分はありましよう、お考え
はあると思ひます、もう少し高いところからひと
つ検討をしてみたいと思ひます。

われわれは地方の自主財源を強化するために、
あるいは一般財源の充実をはかるために、でき
るだけこういう非課税は整理すべきである。電気ガ
ス税の非課税品目につきましても、もうすでに相
当部分は整理していいのではないかと思われる
ものもあるはずであります。特別措置の問題につ
きましても先ほどちょっと触れましたように、相
当整理をしなければならぬ、そういう考えを持
ておる。ところが、ややともすると政府当局は、
特別措置の問題やあるいはこういう非課税措置の

問題については、非常に消極的である。これはた
いへん不満に思つておる。これはそれぞれの理
由があることはわかります。しかし、だんだん問
題になっておるうちに、地方財政の問題あるいは
自主財源の強化の方法ということから考えてま
いますと、もう少しわれわれは積極的に考える必
要があると思つておる。

そこで、実は非課税の問題について少しお聞き
したいのでありますけれども、時間がございます
んし、きょうは一時から本会議が開会でありま
すので、資料をひとつお願いをしておきたいと思
つておる。

いまも申し上げましたように、この非課税が存
続されておる趣旨はわからないでもありませんけ
れども、やはり全然手がつかないというようにな
つて、そういう点について非常に不合理な感じがす
るわけでありまして不可解な気持ちを持っております。
もしもこの電気税についてあるいはガス税
について、税調の意見にもありますようにいろいろ
の問題がある。いわゆる非課税としての立場か
ら見るならば、むしろ思い切つて全廃をして一般
の負担を軽くする、こういう考え方もいいのでは
ないかと私は思つておる。そこで次の審
議の關係上資料をお願いしたいと思ひますけれど
も、この電気ガス税が市町村民税になったのは昭
和二十五年だと思ひますけれども、それから非課
税品目の範囲がずいぶん広がつてきておる。そこ
でその非課税品目の種類を、これは少しめんどう
かもしませんが、あまりにも膨大だと思ひます
けれども、ひとつお示しいただきたい。それから
いま一つは、電気及びガスの発生量と消費量をお
知らせいただきたいと思ひます。私の古いメモであ
りますけれども、昭和三十三年のころには、昭和二
十五年に比べてほとんど二倍、ガスにおいて三倍
という膨大な伸び方をしておる。今日ではもつ
ともっと伸びておると思ひます。それらの状況
をひとつ知りたいたと思ひますからいま
資料をお願いしておきます。

その次にお願ひしたいことは、これは実はいろ
いろとお尋ねもしなければならぬけれども、
お願ひしておる資料は、一般家庭の電気ガス税の
負担状況をひとつお知らせいただきたいと思ひま
す。

なぜ私がこういうお願ひをするかと申します
と、これはもうおそく現状でも変わりがないと
思ひますけれども、家庭用の消費量はやはり全部
の電気消費量のわずかな部分ではないか。二〇%
に達するかどうかかわかりませんが、わずかな部分
ではないか。またガスは五〇%以上を占めておるか
もしれませんけれども、わずかな部分ではない
か。ところが電気ガス税の税金のほうを考えると、
おそく一般家庭が負担する金額というものが
相当高い率を示しておる。あるいは四〇%
、五〇%近くなつておるのではないかと推測を
しておるわけ。そういう意味で一般家庭の負
担状況をひとつお知らせいただきたいと思ひま
す。

それからいま一つは、さきの資料に關係する
かと思ひますけれども、非課税品目の使用電力料、
それをとつたら一体幾らとれるかというその料金
の見込み額、これは私は相当膨大なものにならう
と思つておるわけ。これがとれないというこ
とになるとやはり相当大きな問題として考えるか
ら、以上の資料をお願いするわけ。

さきの本会議で、自治大臣は、水道の電気税な
どはまけてもいいじゃないかということに華山委
員が質問しましたが、まけたつてまけなくなつて
同じことではないか、こういうような答弁をして
おられました。つまりどうせ市の税金等で払つて
おるのだから、こういう言い方でありまされども、
ここに私は非常に問題があると思ひます。住民の
負担ということを考えるならば、水道の料金等を
軽減するということは当然であると思ひます。厚生大
臣はそのほうが望ましいと本会議で言つておる。
自治大臣は、そんなことをやつたつて同じじゃ
ないか、こう言つておる。これはまたあとで大臣
がお見えになつてから、いつか機会のあるときに
お聞きをしたいと思つておるわけでありま

以上、実はお聞きをしなければならぬと思ひ
ましたことがございましたけれども、短い時間
でありまして、時間もまいりましたから、きょうは
この辺で私の質問を終わります、ひとつ保留を
させていただきますと思ひます。

なお、あとで農業課税の問題について二、三お
聞きをしたいと思ひますから、どうぞよろしくお
願ひをしておきます。本日はこれで終わります。
○田川委員長代理 細野局長、いま川村委員の言
われた資料よろしいですか。

○細野政府委員 ただいまの資料、作成の上提出
いたします。

○田川委員長代理 この際、参考人出席要求に關
する件についておはかりいたします。

地方税法の一部を改正する法律案及び石油ガス
譲与税法案の両案審査のため、明日十二日参考人
として税制調査会委員木村元一君、同じく松隈秀雄
君の出席を求め、意見を聴取したいと存じま
すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田川委員長代理 御異議なしと認めます。よつ
て、そのように決しました。

○田川委員長代理 次に、去る九日付託になりま
した内閣提出にかかる地方公務員等共済組合法等
の一部を改正する法律案を議題とし、政府から提
案理由の説明を聴取いたします。高橋自治政務次
官。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する
法律案
地方公務員等共済組合法等の一部を改正す
る法律

（地方公務員等共済組合法の一部改正）
第一条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年

つたものが健康保険組合を組織しなくなったことに伴い当該健康保険組合が解散した場合において、当該解散した日に当該解散した健康保険組合に使用される者（常時勤務に服す

条第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。次項において同じ。）

2 前項の規定の適用を受ける者の同項の表の上欄に掲げる期間は、同項の解散した日後における新法第十二章及びこの法律第十三章の二の規定の適用については、団体共済組合員

別表第二中二二五〇〇〇〇円を二九一、二〇〇円に、「一三三、〇〇〇円」を「一九四、二〇〇円」に、「七八、〇〇〇円」を「一三四、二〇〇円」に改める。

「施行日」という。から施行する。ただし、第一
条の規定、第二条中地方公務員等共済組合法の
長期給付等に関する施行法目次、第十章の章
名、第百三十条及び第百三十八条の改正規定並
びに同法第百三十条の次に二条を加える改正規
定並びに次条第一項の規定は、公布の日から施
行する。

(多額所得による恩給組合条例の退隠料の停止に関する経過措置)

第三条 改正後の施行法第三条第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退隠料の支給につき適用される改正後の施行法第三条の三第一項第五号の規定により改正されたものとされた恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十八条ノ四第一項の規定に相当する恩給組合条例の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給付事由の生じた退隠料についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退隠料の支給年額は、従前の恩給組合条例の規定の例により支給することができる。

る額を下ることはない。

(加算年の算入に伴う経過措置)

第四条 更新組合員(改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正前の施行法」という。第五十五条第一項各号に掲げる者を含む。))が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号。以下「法律第 号」という。))による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五百五十五号。以下「法律第五百五十五号」という。))及び改正後の施行法の規定を適用するとし、たとえ退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、昭和四十年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を新たに支給し、又は同月分からその者若しくはその遺族のこれらの年金額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、法律第五百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3 第一項の規定の適用を受けることとなる者が、同一の給付事由につき退職給付金(これに相当する給付を含む。)の支給を受け、又は改正前の施行法第二條第一項第三号に規定する共済法、改正前の施行法若しくは改正前の地方公務員等共済組合法(以下「改正前の法」という。))の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金(これらに相当する給付を含む。))の支給を受けた者(改正前の法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。))である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同項の規定による額から当該退職給付金又はこれらの一時金の額(改正前の法第八十三条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの

額(以下「支給額等」という。))の一部が地方公務員共済組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。の十五分の一に相当する金額を限度として控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が地方公務員共済組合に返還された場合は、この限りでない。

(多額所得による退職年金の停止に関する経過措置)

第五条 法律第 号による改正後の恩給法第五十八条ノ第四項の規定を適用する場合における改正後の施行法第十七条第三項(同法第五十五条第一項、第七十三条第二項、第八十六条、第一百六条第二項及び第二百一一条において準用する場合を含む。)、第五十七條第七項及び第八項(同法第五十八條において準用する場合を含む。))並びに第九十五条第二項及び第三項(同法第六六条において準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給付事由の生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職年金の支給額は、従前の例により支給することができ、額を下ることではない。

(公務による遺族年金又は公務による廃疾年金の額に関する経過措置)

第六条 改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給付事由が生じた公務による遺族年金又は公務による廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

理由

旧町村職員恩給組合の退職年金条例及び旧市町村職員共済組合法の規定による年金の支給の実情にかえりみ、その年額を恩給法等の改正の内容に準じて改定するとともに、解散した健康保険組合の職員であつた期間を組合員期間に算入する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高橋(議)政府委員 ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、恩給制度について、恩給年額の増額等の措置を講ずるため、政府は恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し御審議を願っておりますが、これに伴い地方公務員の退職年金制度についても同様の措置を講ずる必要があります。このほか、職員団体の事務に専従する組合員の長期給付に要する費用の負担及び健康保険組合の職員期間の通算等についても所要の措置を講ずる必要があります。これらがこの法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、恩給法の改正に伴う措置であります。その一は、市町村職員共済組合が支給する旧恩給組合条例または旧市町村職員共済組合法の規定による年金については、恩給または国家公務員共済組合の年金の年額の改定に準じ、その年額を改定することとしております。

その二は、高額所得停止を行なっている退職年金について、恩給法の高額所得停止基準の是正に準じその支給停止の基準を是正することとしております。

その三は、地方職員共済組合等が支給する国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の額の改定に要する費用は、恩給公務員期間及び旧国家公務員共済組合法の組合員期間に対応する部分については、全額国または地方公共団体が負担するものとし、国家公務員共済組合法の施行日以後の組合員期間に対応する部分については、公務による給付として国または地方公共団体が全額負担するものを除き、労使並びに国または地方公共団体が負担することとしております。

第二は、その他の事項についての措置であります。その一は、職員団体の事務に専従する地方公務員である組合員に対する長期給付に要する費用のうち百分の十五に相当する額については、当該組合員の所属する地方公共団体が負担することとしております。

その二は、地方公務員を被保険者とする健康保険組合の職員であつた組合員について、その在職期間を組合員期間へ通算することとしております。

以上のほかに、地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法について、若干の規定の整備を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○田川委員長代理 以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十二分散会